

# 令和8年度ぎふ第九助成金募集要項

## 1 趣旨

「清流の国ぎふ」文化祭2024の音楽イベント「千人の第九」の成果を未来へつなぎ、高まった県民の音楽文化を継承するため、県内に所在する文化団体等が行うベートヴェン作曲交響曲第9番(以下「第九」という。)の演奏をメインとした音楽公演等の開催事業に対し助成します。

## 2 助成対象団体等

- (1) 10人以上の会員を有すること。設立予定の団体にあつては、10人以上の会員数が見込まれること。
- (2) 岐阜県内に活動の本拠を置いていること。法人にあつては、主たる事業所が県内に所在し、任意団体にあつては、構成員が主として県内に在住していること。
- (3) 代表者及び所在地が明らかで、団体の規約及び会計経理が明確なこと。
- (4) 特定の団体・組織に所属することなど、会員資格に制限が設けられていないこと。
- (5) 実行委員会方式で行う場合については、当該実行委員会の母体となる主な団体について上記(1)～(4)の要件を満たす団体であること。

## 3 助成対象事業等

### (1) 助成対象事業等

助成の対象となる事業は、以下の要件をすべて満たすものです。

- ① 第九の演奏をメインとした音楽公演等の事業。ただし、既存の定期演奏会等の内容変更による組み換え事業は対象外とする。
- ② 継続的な事業展開を有し、自主的・主体的に「第九」の演奏会を開催することができる計画を有すること。
- ③ 事業の参加者や対象範囲が広域であること。
- ④ 子どもたちや若い世代、また障がい者など、誰もが音楽に触れる機会を提供し、音楽の普

及、推進につながる事業であること。

- ⑤ 財団が事業の共催者になることに同意していること。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、助成の対象となりません。

- ① 営利を目的とする場合
- ② 特定の政治又は宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする場合
- ③ 法令に反する活動又は公序良俗に反する活動である場合
- ④ 特定の構成員のみによって行われ公開性を欠く場合
- ⑤ 対象経費について、国及び県（県出資の財団法人等を含む。）から重複して助成を受ける事業の場合
- ⑥ 市町村及び市町村が出資する財団法人等が実施する又は主催となる事業の場合
- ⑦ 県外の施設で実施する事業の場合
- ⑧ その他財団が別に定めるもの

## （2）事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 助成金

### （1）助成限度額

下記①②③のいずれか小さい額を助成限度額とします。

- ① 240万円
- ② 入場料収入、他団体助成金等の収入がある場合、事業の経費から当該収入を差し引いた額
- ③ 助成対象経費

## (2) 助成対象経費

項目名	細目名(例示)
出演料・謝金	客演者等出演料、指揮、演奏謝金、その他
交通・宿泊費	旅費、宿泊費、日当、その他
文芸費	演出料、プラン料、舞台監督料、教材費、その他
音楽費	練習ピアニスト、合唱指導、ステージマネージャー、ピアノ調律、楽器レンタル、楽譜作成費、その他
舞台設営費	照明費、音響費、舞台設営スタッフ費、その他
会場費	会場使用料(本番・練習・仕込)、付帯設備使用料、冷暖房費
印刷費	プログラム、ポスター、チラシ、パンフレット、入場券等印刷費
記録費	写真撮影費、記録映像費、録音費、その他
その他事業運営費	渉外費、通信運搬費、消耗品費、打合せ旅費、保険料、振込手数料、ケータリング、事業関係者弁当代(本番に限る)、自動車借上料、会議費、その他

## (3) 助成対象外経費

- ① 事業実施期間(令和8年4月1日から令和9年3月31日)外に発生した経費(会場借上料等事前に支払いが必要な場合を除く。)
- ② 事業実施者以外の者が支出した経費
- ③ 団体運営のための経常的経費(事務所維持費、職員給与、施設設備等整備費、備品・楽器購入費、自主事業に要する経費など)
- ④ 交際・接待費、レセプション・パーティー、打上げ等に要する経費
- ⑤ 土産代、記念品代、出演者への花束等物品による謝礼費用

## 5 申請期間

令和8年3月13日(金)～4月5日(日)※消印有効

## 6 申請方法

所定の申請書類に必要事項を記入の上、公益財団法人岐阜県教育文化財団まで持参又は郵送してください。様式は岐阜県教育文化財団のホームページからダウンロードできます。

## 7 選考方法

事業申請書の内容（自主性、継続・発展性、広域性、普及性など）等を審査、下記（選考判断基準）により、財団が設置する「ぎふ第九助成事業選考委員会」の意見を聴いて決定します。

特に、次の世代への音楽の普及、推進につながる【普及性】を重点に審査します。若い世代に音楽の普及、推進につながる幅広い取組みについて記載してください。

※なお、助成金対象とする事業は、3つの圏域（①岐阜・西濃、②中濃・東濃、③飛騨）に各1事業（計3事業）を予定しています。

（選考判断基準）

### 【自主性】

実施団体が自主的・主体的に企画、制作していること（企画会社の持ち込み企画等ではないこと）。

### 【継続・発展性】

長期的な展望をもち継続的に事業を展開していくための計画を有すること。岐阜県ゆかりの演奏者の表現力や演奏技術の向上に寄与するものであること。

### 【広域性】

事業の実施市町村に留まらず、県内圏域など広域を対象としていること。

### 【普及性】

小中学生など子どもたちや若い世代、また障がい者など、誰もが音楽に触れる機会を提供し、音楽の普及、推進につながる取組みであること。必ずしも演奏会への参加を求めるものではなく、学校現場等との連携やワークショップの開催など将来的に音楽の普及推進につながる取組みを含むものとする。

## 8 結果通知

採否について、4月下旬までに文書にて通知します。

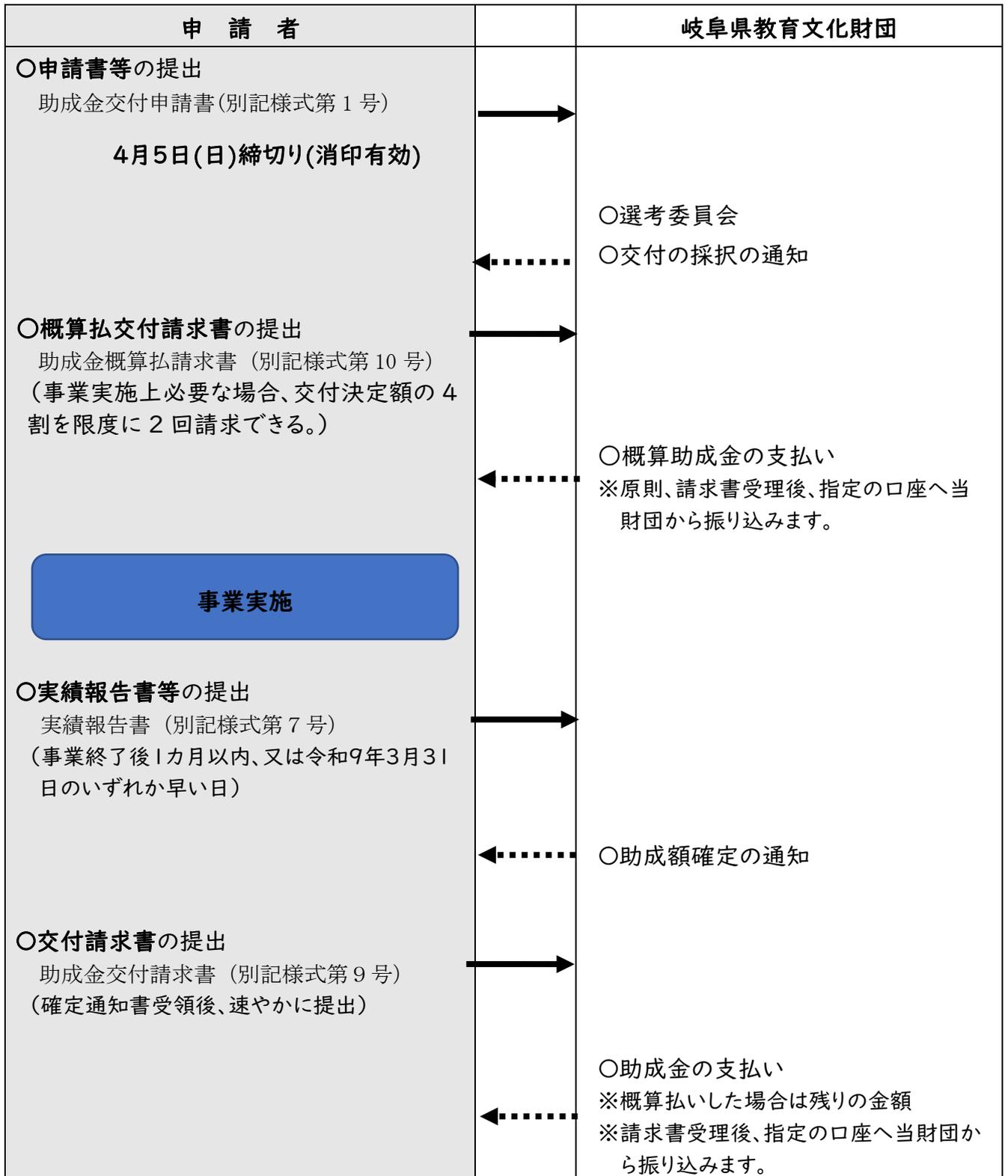
なお、採否の経緯等についてはお応えしておりませんのでご了承願います。

## 9 その他

- 今後の事業展開の参考にするため、参加者及び入場者のアンケート調査を実施してください。
- 交付決定後の手続き等、**助成に関する手続き**を御覧ください。

<b>お問合せ先</b>	公益財団法人 岐阜県教育文化財団 ぎふ第九担当 〒502-0841 岐阜市学園町3-42 ぎふ清流文化プラザ1階 TEL 058-233-8161 FAX 058-233-5811 URL <a href="https://www.g-kyoubun.or.jp">https://www.g-kyoubun.or.jp</a>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 助成に関する手続き



※事業の内容変更、助成対象経費が申請時の金額より2割以上減額となる場合、また事業を中止・廃止する場合、助成を辞退する場合は、変更承認申請書(別記様式第3号)、事業中止(廃止・辞退)承認申請書(別記様式第5号)を提出してください。